

航空法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○	空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）（第二条関係）	18
○	空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（第三条関係）	27
○	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）	29
○	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第五条関係）	31
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第五条関係）	38
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）	39
○	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第七条関係）	43
○	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（附則第八条関係）	45

改 正 案	現 行
目次 第一章～第五章（略） 第六章 航空機の運航等 第一節 航空機の運航（第五十七条―第九十九条） 第二節 登録訓練機関（第九十九条の二―第九十九条の十五） 第七章～第十三章（略） 附則 （空港等又は航空保安施設の管理） 第四十七条（略） 2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一（略） 二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項（次号に掲げるものを除く。） 三 地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項 四～六（略） 七 前各号に掲げるもののほか、航空機によるエプロンの利用の調整その他の国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項 3 国土交通大臣は、空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設が機能確保基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。	目次 第一章～第五章（略） 第六章 航空機の運航（第五十七条―第九十九条） （新設） （新設） 第七章～第十三章（略） 附則 （空港等又は航空保安施設の管理） 第四十七条（略） 2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一（略） 二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項 （新設） 三～五（略） 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項 3 国土交通大臣は、第一項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(空港機能管理規程)

第四十七条の二 (略)

2 空港機能管理規程は、機能確保基準に従つて空港（空港における航空機の離陸（そのための地上走行を含む。）又は着陸（これに引き続き地上走行を含む。）の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。

3 一 三 (略)

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)

第五十五条の二 (略)

2・3 (略)

4 国土交通大臣が空港法第五条の二第一項（同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第五条の二第一項に規定する特定工事を施行する場合における第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「空港等の設置者又は」とあるのは「国土交通大臣又は空港等の設置者若しくは」と、「当該施設」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第一項（同法附則第八条において準用する場合を含む。）に規定する特定工事に係る施設又は当該施設以外の施設」とする。

5 前項の規定は、国土交通大臣が空港法第五条の二第三項（同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第五条の二第三項に規定する特定業務を行う場合について準用する。この場合において、前項中「それぞ

(空港機能管理規程)

第四十七条の二 (略)

2 空港機能管理規程は、機能確保基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号において同じ。）の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならぬ。

3 一 三 (略)

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)

第五十五条の二 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

れ空港法第五条の二第一項」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第三項」と、「特定工事に」とあるのは「特定業務に」と読み替えるものとする。

第六章 航空機の運航等

第一節 航空機の運航

（技能発揮訓練）

第七十一条の五 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて第九十九条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録訓練機関」という。）（第九十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が当該訓練を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する訓練（以下この項及び次条において「技能発揮訓練」という。）を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該技能発揮訓練は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に修了したものでなければならない。

一 航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

二 前号に規定する空港等へ航空機を着陸させ、又はその着陸のために降下飛行させる操縦（第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。）

三 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各

第六章 航空機の運航

（新設）

（新設）

号又は前条第一項の操縦の練習の監督

四 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつて、滑走路への誤進入その他の国土交通省令で定める危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいう。

3 第一項の規定は、国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

(修了証明書等の携帯義務)

第七十一条の六 操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について前条第一項各号に掲げる行為を行う場合(同条第三項に規定する場合を除く。)には、第九十九条の六第二項に規定する修了証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証する書面(第百五十条の二において「修了証明書等」という。)を携帯しなければならない。ただし、その者が技能発揮訓練のうち前条第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものを修了したことが明らかである場合として国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(航空交通の指示)

第九十六条 航空機は、航空交通管制区若しくは航空交通管制圏又は航空交通管制圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域(次項及び第三項第三号において「着陸帯等」という。)においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法、飛行の方法又は地上走行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

2 航空交通管制圏に係る空港等の業務に従事する者(国土交通省

(新設)

(航空交通の指示)

第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が安全かつ円滑な航空交通の確保を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

2 第二条第十三項の国土交通大臣が指定する空港等の業務に従事

令で定める空港等の工事に関する業務に従事する者を含む。）は、着陸帯等において業務を行う場合は、その業務に関し、国土交通大臣が当該空港等における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る空港等からの離陸（そのための地上走行を含む。）及び当該航空交通管制圏におけるその離陸に引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る空港等への着陸（これに引き続く地上走行を含む。）及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏又は着陸帯等における航行

四 六（略）
4 六（略）

（航空交通情報の入手のための連絡）

第九十六条の二 航空機は、航空交通情報圏若しくは民間訓練試験空域又は航空交通情報圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域において航行を行う場合は、当該空域又は区域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならない。ただし、前条第一項の規定による指示に従っている場合又は連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2・3（略）

する者（国土交通省令で定める空港等の工事に関する業務に従事する者を含む。）は、その業務に関し、国土交通大臣が当該空港等における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

3 航空機は、次に掲げる航行を行う場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、これらの航行を行わなければならない。

一 航空交通管制圏に係る空港等からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る空港等への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行

四 六（略）
4 六（略）

（航空交通情報の入手のための連絡）

第九十六条の二 航空機は、航空交通情報圏又は民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における他の航空機の航行に関する情報を入手するため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならない。ただし、前条第一項の規定による指示に従っている場合又は連絡することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

2・3（略）

第二節 登録訓練機関

(新設)

(登録訓練機関の登録)

第九十九条の二 第七十一条の五第一項の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練（以下この節において「訓練」という。）を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(新設)

(登録の要件等)

第九十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この

(新設)

場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 訓練の用に供する施設、設備又は教材が次に掲げる要件に適合すること。

イ 対面により訓練を行うために必要な講義室又は映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することにより訓練を行うために必要な設備を備えていること。

ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1) 滑走路への誤進入その他の第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態及びその兆候（ハにおいて「滑走路誤進入等」という。）に関すること。

(2) 航空機の操縦において必要となる複数の作業の管理に関すること。

ハ 訓練の用に供する教材として、過去に発生した滑走路誤進入等の事例を模した脚本であつて、訓練を受ける者がその操縦者の役を演ずることにより第七十一条の五第二項に規定する管理技能を体得するためのものを備えていること。

二 訓練を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。 イ 十八歳以上であること。 ロ 過去二年間に訓練の実施に関する事務（以下この節及び第百五十四条の三第二号において「訓練事務」という。）に關し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。 ハ 操縦技能証明を有する者であつて、国土交通省令で定める期間内に国土交通省令で定める航空機の機長として国土交通省令で定める回数以上航空交通管制圏に係る空港等から当該航空機を離陸させ、若しくは当該空港等へ当該航空機を着陸させる操縦を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものであること。	2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第九十九条の十三の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの	3 前条の登録は、登録訓練機関登録簿に次に掲げる事項を記載し、するものとする。 一 登録年月日及び登録番号 二 訓練を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 三 訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
--	---	--

(登録事項の変更の届出)

第九十九条の四 登録訓練機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(新設)

(登録の更新)

第九十九条の五 第九十九条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(新設)

2 第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(訓練事務の実施に係る義務)

第九十九条の六 登録訓練機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の訓練を行うことその他国土交通省令で定める

(新設)

基準に適合する方法により訓練事務を実施しなければならない。

2 登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、訓練を修了した旨の証明書(次項及び次条第二項において「修了証明書」という。)を交付しなければならない。

3 登録訓練機関は、前項の規定により修了証明書を交付したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該修了証明書の交付を受けた者の氏名その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

(訓練事務規程)

第九十九条の七 登録訓練機関は、訓練事務の開始前に、訓練事務の実施に関する規程(次項において「訓練事務規程」という。)

(新設)

を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 訓練事務規程には、訓練の実施方法、訓練に関する料金、修了

証明書の交付の手續その他の国土交通省令で定める事項を定め
おかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第九十九条の八 登録訓練機関は、訓練事務について、国土交通省
令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事
項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十九条の九 登録訓練機関は、毎事業年度、当該事業年度の経
過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益
計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては
認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算
機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作
成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務
諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなけれ
ばならない。

2 訓練を受けようとする者その他の利害関係人は、登録訓練機関
の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる
。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録訓練機関の
定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面
の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当
該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法に
より表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国
土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事

(新設)

(新設)

項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九十九条の十 国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録訓練機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十九条の十一 国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の六の規定に違反していると認めるときは、当該登録訓練機関に対し、同条第一項の規定により訓練事務を行うべきこと又は訓練の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(訓練事務の休廃止)

第九十九条の十二 登録訓練機関は、訓練事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するとき、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の取消し等)

第九十九条の十三 国土交通大臣は、登録訓練機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて訓練事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十九条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九十九条の四、第九十九条の七、第九十九条の八、第九十九条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三 正当な理由がないのに第九十九条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第九十九条の十又は第九十九条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九十九条の二の登録又はその更新を受けたとき。

(国土交通大臣による訓練事務の実施等)

第九十九条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録訓練機関がないとき。

二 第九十九条の十二の規定による訓練事務に関する業務の全部又は一部が休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は登録訓練機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録訓練機関が天災その他の事由により訓練事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により訓練事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における訓練事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第九十九条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九十九条の二の登録をしたとき。

二 第九十九条の四又は第九十九条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第九十九条の十三の規定により第九十九条の二の登録を取り

(新設)

(新設)

消し、又は訓練事務に関する業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第百十一条の六 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書（輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。）を作成し、これを公表しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百三十二条の三十二 登録検査機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2
(略)

(報告徴収及び立入検査)

第百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第百十一条の六 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書（輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）を作成し、これを公表しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第百三十二条の三十二 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2
(略)

(報告徴収及び立入検査)

第百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等

の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の整備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一六 (略)

六の二 登録訓練機関

七二十 (略)

25 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

一二十一 (略)

二十一の二 第七十一条の五第一項に規定する技能発揮訓練のう

ち国土交通大臣が行うものを受けようとする者

二十二三十三 (略)

2 (略)

(航空従事者技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の整備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一六 (略)

(新設)

七二十 (略)

25 (略)

(手数料の納付)

第百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

一二十一 (略)

(新設)

二十二三十三 (略)

2 (略)

(航空従事者技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

五の二 第七十一条の三第一項又は第七十一条の五第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。

五の三〇九 (略)

(修了証明書等を携帯しない罪)

第百五十条の二 第七十一条の六の規定に違反して、修了証明書等を携帯しないで、第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行ったときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(登録訓練機関の訓練事務に関する罪)

第百五十四条の二 第九十九条の十三の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百五十四条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十九条の八の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第九十九条の十二の規定による届出をしないで訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

(両罰規定)

第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

一〇五 (略)

五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。

五の三〇九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(両罰規定)

第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四百四十三条、第四百四十四条から第四百四十八条の二まで、第四百四十九条の三から第五百十条の二まで、第五百四十四条の二から第五百五十五条まで、第五百五十六条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五百五十七条から第五百五十七条の五まで、第五百五十七条の七第一項、第五百五十七条の九、第五百五十七条の十第一項、第五百五十七条の十一及び前条 各本条の罰金刑

第六百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第九十九条の九第一項、第三百三十二条の三十二第一項又は第三百三十二条の七十六第一項（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二 正当な理由がないのに第九十九条の九第二項、第三百三十二条の三十二第二項又は第三百三十二条の七十六第二項（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

附 則

第五条 削除

か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四百四十三条、第四百四十四条から第四百四十八条の二まで、第四百四十九条の三、第五百十条、第五百五十五条、第五百五十六条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五百五十七条から第五百五十七条の五まで、第五百五十七条の七第一項、第五百五十七条の九、第五百五十七条の十第一項、第五百五十七条の十一及び前条 各本条の罰金刑

第六百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三百三十二条の三十二第一項又は第三百三十二条の七十六第一項（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者

二 正当な理由がないのに第三百三十二条の三十二第二項又は第三百三十二条の七十六第二項（第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

附 則

（令和五年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例）

第五条 国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

次項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に
対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の
使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規
定する滑走路等をいう。次項において同じ。）の使用に係る料金
の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金
減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態
として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により
航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基
盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に
掲げる事項を定めるものとする。

一 令和三年度の料金減免の内容に関する事項
二 令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備
勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関
する事項

2 | 国土交通大臣は、前項の規定により航空運送事業基盤強化方針
に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、新型コロナウイルス
感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が引き続き甚
大影響事態と認められ、当該影響に対応するため令和五年三月三
十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑
走路等の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号にお
いて「令和三年度及び令和四年度の料金減免」という。）を行う
ときは、当該航空運送事業基盤強化方針において定められた同項
各号に掲げる事項を次に掲げる事項に変更するものとする。

一 令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容に関する事項
二 令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別
会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させる
ための方針に関する事項

3 | 前二項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用につ
いては、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事
項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及

びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 空港管理者（<u>第四条―第五条の二</u>） 第三章～第六章（略） 附則 （国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理） 第四条（略） 2（略） 3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社（以下「成田会社」という。）が、関西国際空港及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社（以下「新関西会社」という。）がそれぞれ設置し、及び管理する。 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）<u>第四条第一項の規定による指定があつたときは、同条第二項に規定する指定会社（以下「指定会社」という。）</u>が設置し、及び管理する。 （地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行） <u>第五条の二 国土交通大臣は、前条第一項に規定する地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の改良又は政令で定める空港用地（以下「空港用地」という。）の造成若しくは整備の工事の実施体制その他の地域の実情</u>	目次 第一章（略） 第二章 空港管理者（<u>第四条・第五条</u>） 第三章～第六章（略） 附則 （国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理） 第四条（略） 2（略） 3 第一項の規定にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社、<u>関西国際空港及び大阪国際空港は新関西国際空港株式会社</u>がそれぞれ設置し、及び管理する。 4 第一項の規定にかかわらず、中部国際空港は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）<u>第四条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定を受けた者が設置し、及び管理する。</u> （新設）

を勘案して、特定工事（地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）を当該地方公共団体に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

一 滑走路等又は空港用地が航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。

二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田会社、新関空会社、指定会社又は前条第一項に規定する地方公共団体（以下この条において「特定空港管理者」という。）から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定災害復旧工事（成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、中部国際空港又は地方管理空港（以下この条において「特定空港」という。）の災害復旧工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。

一 緊急輸送の確保その他の災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。次項及び第十条第二項ただし書において同じ。）に必要な航空機を特定空港に着陸させ、又は特定空港から離陸させるために行う応急のものであること。

二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ 特定空港が航空法第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。

ロ 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

3

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、特定空港管理者から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における特定空港の供用に関する業務の実施体制その他の地域の実情を勘案して、特定業務（緊急輸送の確保その他の災害応急対策に従事する航空機が当該特定空港を使用する期間に係る滑走路等の点検及び航空機によるエプロンの利用の調整に関する業務をいう。以下この条において同じ。）を当該特定空港管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

4

国土交通大臣は、第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき、第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき、又は前項の規定により特定業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5

国土交通大臣は、第一項の規定による特定工事、第二項の規定による特定災害復旧工事又は第三項の規定による特定業務の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等）

第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の

（第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等）

第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設（以下「滑走路等」という。）の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地（

二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

(地方管理空港における工事費用の負担等)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋(以下「排水施設等」という。)の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(災害復旧工事の費用の負担等)

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

第十条 (略)

2 地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、当該災害復旧工事が緊急輸送の確保その他の災害応急対

以下単に「空港用地」という。)の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

(地方管理空港における工事費用の負担等)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 地方公共団体がその設置し、及び管理する地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋(第十条第三項において「排水施設等」という。)の新設又は改良の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

(災害復旧工事の費用の負担等)

第九条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、滑走路等又は空港用地の災害復旧工事(地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2・3 (略)

第十条 (略)

2 地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

策に必要な航空機を当該地方管理空港に着陸させ、又は当該地方管理空港から離陸させるために行う応急のものである場合であつて、当該地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、この限りでない。

3
(略)

(国土交通大臣が地方公共団体等に代わつて施行する工事の費用の負担)

第十條の二 国土交通大臣が第五條の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて特定工事を施行する場合には、当該特定工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとした場合に第八條第一項の規定により国が負担する金額（当該特定工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合に於ては、地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとしたときに第三十八條の規定により国が負担することができる金額）に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

2 国土交通大臣が第五條の二第二項の規定により成田会社、新関西会社又は指定会社に代わつて特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田会社、新関西会社又は指定会社がそれぞれ負担する。

3 国土交通大臣が第五條の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等又は空港用地の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額（地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第一項の規定により国が負担する金額（当該特定災害復旧工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合に於ては、地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとしたときに第三十八條の規定により国が負担するこ

3
(略)

(新設)

とができる金額)に相当する額をいう。以下この項において同じ。
を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

4 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて排水施設等の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第三項又は第三十八条の規定により国が当該地方公共団体に補助することができるとする額をいう。以下この項において同じ。)を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

5 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等、空港用地又は排水施設等の特定災害復旧工事以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、当該地方公共団体が負担する。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一条 空港(第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。)の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田会社、新関空会社、指定会社又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

2 国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する場合における前項の規定の適用については、同項中「又は地方公共団体」とあるのは、「若しくは地方公共団体又は第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する国土交通大臣若しくは同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する国土交通大臣

(兼用工作物の工事の施行等)

第十一条 空港(第四条第一項各号に掲げる空港及び地方管理空港に限る。)の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、及び管理する国土交通大臣、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(新設)

「とする。」

(協議会)

第十四条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 (略)

二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。第二十六条第二項第二号において同じ。）その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 (略)

3 7 (略)

(土地等の帰属)

第三十二条 第六条第一項、第八条第一項若しくは第十条の二第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は第八条第四項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

附 則

（特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等）

第八条 第五条の二及び第十条の二（第二項を除く。）の規定は、

(協議会)

第十四条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 (略)

二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。第二十六条第二項第二号において同じ。）その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 (略)

3 7 (略)

(土地等の帰属)

第三十二条 第六条第一項若しくは第八条第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は同条第四項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港にあつては国に、地方管理空港にあつては当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

附 則

(新設)

当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港及び同項の規定によりなお従前の例によりこれを管理する地方公共団体について準用する。この場合において、第五条の二第二項中「同項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項」と、同条第二項及び第三項中「第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項」と、第十条の二第一項中「第八条第一項の規定により」とあり、同条第三項中「前条第一項の規定により」とあり、及び同条第四項中「前条第三項又は第三十八条の規定により」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八条の規定により」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例により」と読み替えるものとする。

（国の無利子貸付け等）

第九条（略）

2 （略）

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、附則第七条第二項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、附則第七条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 6 （略）

7 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第九条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とす

（国の無利子貸付け等）

第八条（略）

2 （略）

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前条第二項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の改良の工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、前条第二項の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 6 （略）

7 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第八条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とす

る。

8 (略)

9 国は、第二項又は第三項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である工事について、第八条第四項の規定又は附則第七条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10
13 (略)

14 第三十二条又は附則第七条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

第十条 (略)

る。

8 (略)

9 国は、第二項又は第三項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である工事について、第八条第四項の規定又は前条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10
13 (略)

14 第三十二条又は前条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

第九条 (略)

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
附則 （特定地方管理空港に関する経過措置） 第三条 空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、第三項、第七項及び第八項の規定を適用する場合を除き、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。 2 （略） 3 空港法第十条第二項ただし書の規定は、第一項の規定によりなお従前の例により特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において同項の規定によりなお従前の例により災害復旧工事を施行しようとする場合について準用する。 4 5 6 （略） 7 国土交通大臣が空港法附則第八条において準用する同法第五条の二第一項の規定により同項に規定する特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により同項に規定する特定災害復旧工事を	附則 （特定地方管理空港に関する経過措置） 第三条 空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。 2 （略） （新設） 3 4 5 （略） （新設）

施行する場合における特定地方管理空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、第一項の規定によりなお従前の例により当該特定地方管理空港を管理する地方公共団体又は国土交通大臣と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

8| 空港法附則第八条において準用する同法第十条の二第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

9| 第六項において準用する新空港法第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

(新設)

6| 前項において準用する新空港法第二十三条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、百万円以下の罰金又は百万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（航空法の特例） 第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、同法第一条に規定する両空港及び同法第三条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第三項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。 2 （略）	（航空法の特例） 第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、同法第一条に規定する両空港及び同法第三条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。 2 （略）

(空港法の特例等)

第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第五条の二第二項中「における」とあるのは「及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）における」と、同項、同条第三項及び同法第十条の二第二項中「に代わつて」とあるのは「及び空港運営権者に代わつて」と、同法第五条の二第二項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第二項の規定」と、同条第三項中「における」とあるのは「及び空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、空港運営権者」とする。

2
(略)

(空港法の特例等)

第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、空港運営権者」とする。

2
(略)

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（航空法の特例等） 第七条（略） 2 航空法第四十七条から第四十七条の三まで及び第三百三十一条の二の五の規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「<u>空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの</u>」と、同条第三項中「<u>空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設</u>」とあるのは「<u>第一項の施設</u>」と、同法第四十七条の二第二項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「<u>空港の設置者</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者</u>」と、同法第四十七条の二第二項中「<u>空港の設置者が遵守すべき</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者が遵守すべき</u>」と、同法第三百三十一条の二の五第一項及び第二項中「<u>空港等の設置者</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者</u>」と、同条第一項中「<u>当該空港等</u>」とあるのは「<u>当該空港</u>」と読み替えるものとする。 3 7（略） （航空法の特例） 第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十	（航空法の特例等） 第七条（略） 2 航空法第四十七条から第四十七条の三まで及び第三百三十一条の二の五の規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「<u>空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの</u>」と、同条第三項中「<u>空港等又は航空保安施設</u>」とあるのは「<u>施設</u>」と、同法第四十七条の二第二項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「<u>空港の設置者</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者</u>」と、同法第四十七条の二第二項中「<u>空港の設置者が遵守すべき</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者が遵守すべき</u>」と、同法第三百三十一条の二の五第一項及び第二項中「<u>空港等の設置者</u>」とあるのは「<u>国管理空港運営権者</u>」と、同条第一項中「<u>当該空港等</u>」とあるのは「<u>当該空港</u>」と読み替えるものとする。 3 7（略） （航空法の特例） 第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十

七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」
「と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」と、同法第四十七条の二第二項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2 (略)

(空港法の特例)

第十三条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第五条の二第一項中「における」とあるのは「及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）における」と、同項から同条

七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」
「と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第二項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2 (略)

(空港法の特例)

第十三条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者

第三項まで及び同法第十条の二（第二項を除く。）中「に代わつて」とあるのは「及び地方管理空港運営権者に代わつて」と、同法第五条の二第一項中「同項」とあるのは「前条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び地方管理空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

附 則

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第六条 （略）

2 航空法第四十七条（第二項第六号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用す

（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

附 則

（共用空港特定運営事業に係る航空法の準用）

第六条 （略）

2 航空法第四十七条（第二項第五号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第百三十一条の二の五の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用す

当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条（第二項第六号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三十一条の二の五の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条（第二項第六号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三十一条の二の五の規定並びに第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第十七条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「空港及び同法第二十五条第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定

」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条（第二項第五号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三十一条の二の五の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条（第二項第五号を除く。）、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三十一条の二の五の規定並びに第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

第十七条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「空港及び同法第二十五条第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定

地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第三項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条におい

地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条におい

て同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第一項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十八条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下この条及び第十條の二において同じ。）」における」と、同項から同条第三項まで及び同法附則第八条において読み替えて準用する同法第十條の二（第二項を除く。）中「に代わつて」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者に代わつて」と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第一項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第二項の規定」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八條第二項の規定」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第四項の規定は、適用しない。

て同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）				別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率
	一〇百三十七の二（略）				一〇百三十七の二（略）		
百三十八 航空法の規定による許可、認定又は登録（第三十二号及び次号に掲げるものを除く。）				百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可			
(一)〇(五)（略） (六) 航空法第九十九条の二（登録訓練機関の登録）の登録訓練機関の登録（更新の登録を除く。）		(略) 登録件数	(略) 一件につき 九万円	(一)〇(五)（略） (新設)		(略)	(略)
百三十八の二〇百六十（略）				百三十八の二〇百六十（略）			

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三 （略） 2 4 （略） 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ （略） ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定、同法第十条の二第一項若しくは第三項から第五項までの規定（これらの規定を同法附則第八条において準用する場合（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号。以下このロにおいて「民活空港法」という。）附則第十八条において読み替えて適用する場合を含む。）及び民活空港法第十三条において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは空港法第十条の二第二項（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第三条第一項の規定又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用	附 則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三 （略） 2 4 （略） 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ （略） ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

する場合を含む。）の規定による負担金

ハヽヘ（略）

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チヽル（略）

二（略）

6ヽ9（略）

（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

第二百五十九条の五（略）

2（略）

3 空港法附則第九条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般

ハヽヘ（略）

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チヽル（略）

二（略）

6ヽ9（略）

（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等）

第二百五十九条の五（略）

2（略）

3 空港法附則第八条第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七条第一項若しくは第二項の規定による一般

会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第九条第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「ホ 附属諸費」とあるのは「ホ 附則第二百五十九條の五第四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計へ

の繰入金

と、同条第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資

本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第九条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第九条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるもの

会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条」とあるのは「空港法附則第八條第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条若しくは附則第二条第一項」と、同項第二号中「ホ 附属諸費」とあるのは「ホ 附則第二百五十九條の五第四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計へ

の繰入金

と、同条第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資

本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。）」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるもの

6 とする。
8
(略)

6 とする。
8
(略)

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）（附則第七条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例） 第三百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項第六号に掲げる空港であつて特定被災地方公共団体である県（次条において「特定県」という。）に存するものにおいて、同法第五条の二第一項に規定する滑走路等又は同項に規定する空港用地であつて東日本大震災による被害を受けたものの同条第二項に規定する災害復旧工事を施行する場合における同法第九条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。</u> （指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る資金の貸付け） 第三百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法<u>第四条第一項第六号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者</u>に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設（当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。）の同法<u>第五条の二第二項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けること</u>ができる。	（空港の災害復旧工事の費用の負担の特例） 第三百三十六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項第五号に掲げる空港であつて特定被災地方公共団体である県（次条において「特定県」という。）に存するものにおいて、同法第六条第一項に規定する滑走路等又は同項に規定する空港用地であつて東日本大震災による被害を受けたものの同法第九条第一項に規定する災害復旧工事を施行する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の二十」とあるのは「百分の十五」とする。</u> （指定空港機能施設事業者の災害復旧工事に係る資金の貸付け） 第三百三十七条 国は、特定県が、当該特定県に存する空港法<u>第四条第一項第五号に掲げる空港において航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う同法第十五条第三項に規定する指定空港機能施設事業者で国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者</u>に対し、東日本大震災による被害を受けた当該航空旅客の取扱施設（当該空港を利用する者の利便に資するものとして政令で定める施設であつて、当該指定空港機能施設事業者が管理するものを含む。）の同法<u>第九条第一項に規定する災害復旧工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の規定によるほか第四項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該特定県に貸し付けること</u>ができる。

2
3
4

(略)

2
3
4

(略)

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（空港法の特例） 第四十七条 国土交通大臣は、空港管理者（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第三項に規定する空港管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事（同法第五条の二第二項に規定する災害復旧工事をいう。以下同じ。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら地方管理空港（同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる工事（以下「特定災害復旧等空港工事」という。）を施行することができる。 一・二 （略） 2ゝ4 （略）	（空港法の特例） 第四十七条 国土交通大臣は、空港管理者（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第三項に規定する空港管理者をいう。以下同じ。）である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における災害復旧工事（同法第九条第一項に規定する災害復旧工事をいう。以下同じ。）の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら地方管理空港（同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。次項において同じ。）の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる工事（以下「特定災害復旧等空港工事」という。）を施行することができる。 一・二 （略） 2ゝ4 （略）